

# 消費者庁作成資料

平成28年4月18日



# 消費者支援功労者表彰について

消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度

## 被表彰者

- **内閣総理大臣表彰** (平成27年度:5件) [参考:H27 5件 個人3件、団体2件]  
極めて顕著な功績があったと認められる個人・団体へ表彰状及び記念品を授与
- **内閣府特命担当大臣表彰** (平成27年度:18件) [参考:H27 18件 個人11件、団体7件]  
特に顕著な功績があったと認められる個人・団体へ表彰状及び記念品を授与
- **ベスト消費者サポーター一章** (平成27年度:48件) [参考:H27 48件 個人28件、団体20件]  
顕著な功績があったと認められる個人・団体へ記念品を授与及び書状を交付

## 経緯

- 昭和60年 経済企画庁長官による表彰を開始  
平成13年 中央省庁再編に伴い、内閣府特命担当大臣による表彰を開始  
平成23年 消費者庁設立に伴い、**新スキームによる表彰を開始**  
・内閣総理大臣表彰、ベスト消費者サポーター一章を設立  
・個人だけでなく、**団体も表彰対象**

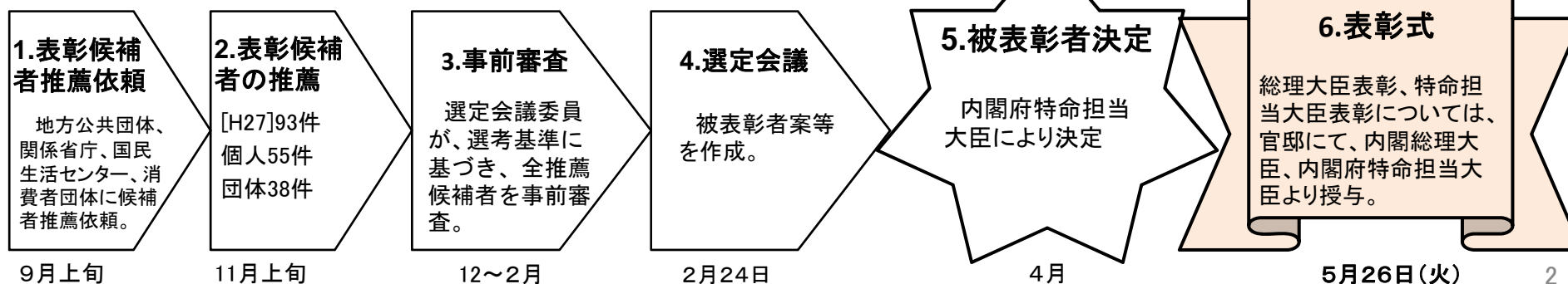
## 【表彰式】

- ・毎年、5月の「消費者月間」事業の一環として実施。
  - ・平成23年度に、内閣総理大臣表彰を設立以来、官邸にて執り行っている。
- (実績)
- 平成23年度: 特命担当大臣  
平成24年度: 総理大臣、特命担当大臣  
平成25年度: 特命担当大臣  
平成26年度: 特命担当大臣  
平成27年度: 総理大臣、特命担当大臣  
(ベスト消費者サポーター一章は、都道府県が実施する消費者月間イベント等にて授与)

## 【平成27年度選定会議委員】

- 今井 純子 日本放送協会解説委員  
岡田 ヒロミ 消費生活相談員等 [H25大臣表彰]  
西村 隆男 横浜国立大学教授 [H26総理表彰]  
野々山 宏 弁護士 [日弁連消費者問題対策委員会委員長]  
萩原 なつ子 日本NPOセンター常務理事、立教大学教授  
(敬称略、五十音順)

## 【表彰式までの流れ(平成27年度実績)】



## (参考)平成27年度 消費者支援功労者表彰 被表彰者等一覧

### 1. 内閣総理大臣表彰 5件

#### (1) 個人(3件)

(敬称略)

氏名	住所	役職	主な活動実績
安彦 和子	東京都多摩市	弁護士 国士舘大学法学部客員教授	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者問題が専門の弁護士で、ねずみ講等重要な裁判を担当。</li> <li>・国民生活センター客員講師として講座や講演、一般向けの執筆活動のほか、消費者庁作成のものを含む消費者問題を扱った映像教材の監修・指導多数。</li> <li>・水戸消費生活相談室副代表を務めるなど、地方消費者行政にも貢献。</li> </ul>
武田 咲枝	愛媛県松山市	東温市・松前町・砥部町 消費生活相談員 元 愛媛県消費生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市町の消費生活相談窓口の整備や、訪問相談の導入のほか、3市町の連携強化で迅速な相談対応を実現。</li> <li>・「高齢者見守りネットワーク」を構築し、ネットワーク構成員から消費生活相談窓口に相談案件が湧き上がる体制を整備。</li> <li>・雑誌への掲載や会議等での発表も多数。</li> </ul>
矢吹 香月	岡山県岡山市	岡山県消費者教育コーディネーター(消費生活相談員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センター勤務の傍ら大学において法教育としての消費者教育の研究・講義に従事。</li> <li>・自ら企画・編集した「消費者教育副読本」等を通して、教育現場での消費者教育実践に寄与。</li> <li>・県下初の消費者教育コーディネーターとして、教育・福祉関係者等に積極的に消費者教育を実施。</li> </ul>

#### (2) 団体(2件)

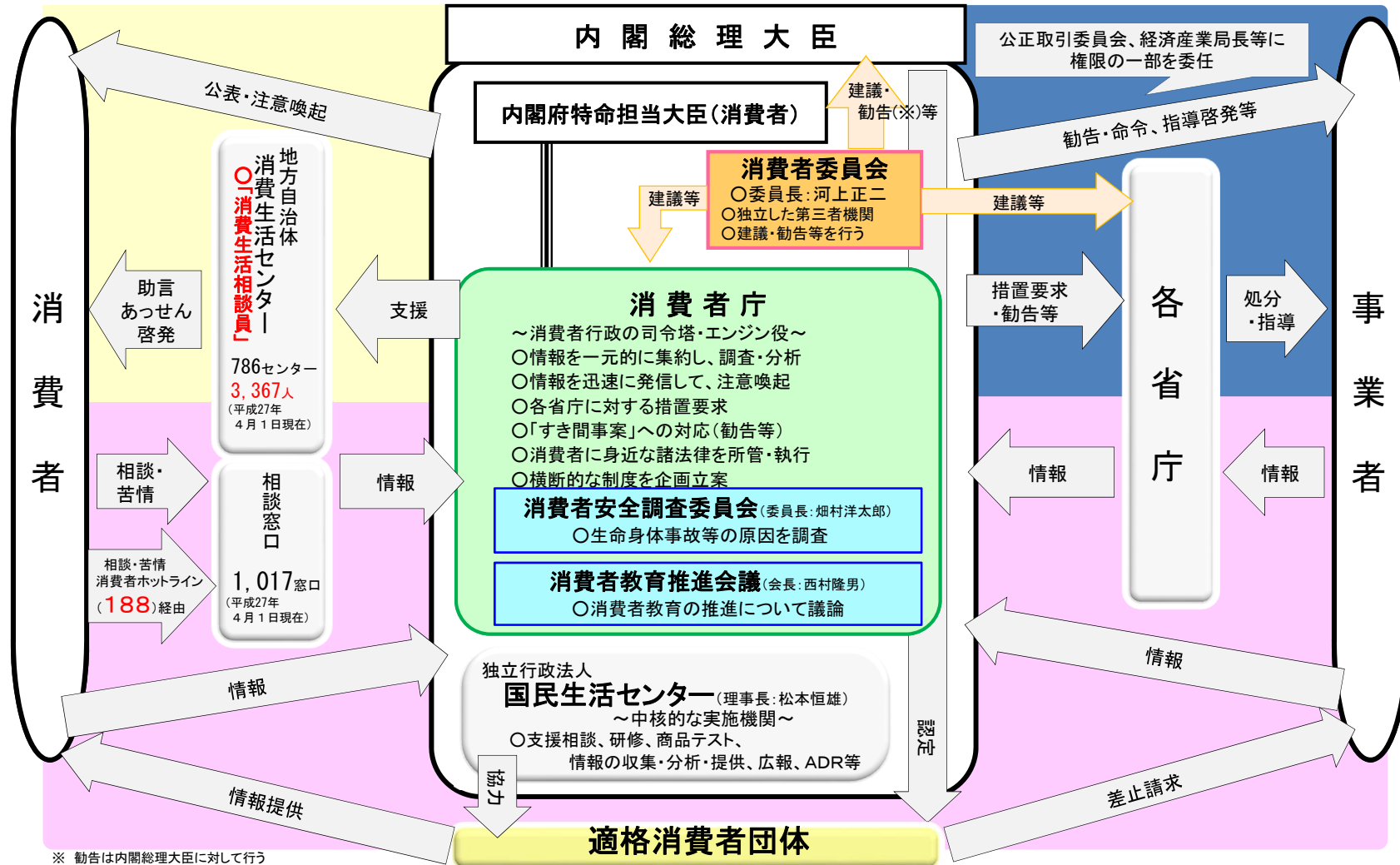
名称	住所	主な活動実績
全国地域婦人団体連絡協議会	東京都渋谷区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性・地域住民・市民・消費者の視点から男女共同参画、消費者運動、環境、福祉、平和運動等に取り組む。</li> <li>・100円化粧品「ちふれ」を創出。</li> <li>・内閣府消費者委員会の委員を務めるなど、消費者行政に寄与。</li> <li>・全国の地域婦人会・女性会の連絡組織として、地域密着型の活動を行う。</li> </ul>
一般社団法人北海道消費者協会	北海道札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時宜に合ったテーマで消費者大会を開催のほか、消費者運動の牽引役として、消費者目線で意見表明・要請。</li> <li>・消費生活リーダー養成講座を実施し、中核となる人材を育成。</li> <li>・消費者被害防止ネットワークを主導し設立。</li> <li>・道立消費生活センターを管理・運営し、苦情処理体制を整備。</li> </ul>

(備考) 記載内容は原則として推薦時点のものである。

# 消費者行政の体制

○過去、各府省庁縦割りの仕組みの下、産業振興の間接的、派生的テーマとして、消費者行政が行われる中、悪質商法・偽装表示等の被害を受ける消費者が続出し、製品や食品による不慮の消費者事故も表面化

○こうした社会状況を踏まえて、これまでの行政をパラダイム転換するため、消費者行政の「司令塔」、「エンジン役」として、平成21年9月1日に消費者庁が発足



※ 勧告は内閣総理大臣に対して行う

# 消費生活相談のしくみ

